別添資料1

**一般競争入札参加資格確認申請書**

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人　草加福祉会　　様

理　事　長　　湖山　泰成

住　　　　所

商号又は名称

代 　表 　者　　　　　　　　　　　　　　印

（受 任 者）

**一般競争入札参加資格確認申請書の提出について**

一般競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり関係資料を提出します。

なお、地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　公告年月日　　　令和　　年　　月　　日

２　工　事　名　（仮称）特別養護老人ホーム　アウル鎌ケ谷新築工事

３　工事箇所　千葉県鎌ケ谷市佐津間字南木戸５９５番１外

４　入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者氏名

　　電話番号　　　　（　　　）　　　　　ファクシミリ番号　　　　（　　　）

５　資格確認申請項目

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （１）資格者名簿における建築一式工事の格付（総合点数） | | | | |  | (　　　　　　点) |
| （２）本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所所在地  （千葉県内にある事務所） | | | | |  | |
| （３）専任配置予定の技術者 | | | | 氏名 | | |
| 生年月日  （年齢） | | | | 住所  電話 | | |
| 法令による免許  公告した資格のみ、取得年及び登録番号を記載すること。 | | | |  | | |
|  | ※現場管理実績の工事名・規模・期間 | | |  | | |
| （４）同種工事の施工実績 | | | | | | |
| 工  事  名  称  等 | | 工事名 |  | | | |
| 発注機関名 |  | | | |
| 施工場所 |  | | | |
| 契約金額 |  | | | |
| 工期 |  | | | |
| 受注形態等 | 単体　　　　　　　　共同企業体 | | | |
| 工  事  概  要  等 | | 規模等 |  | | | |
| 構造形式 |  | | | |
| 工法 |  | | | |
| 技術的特記事項 |  | | | |

　　　※公告において、専任配置の技術者に実績を求めた場合は、本欄に記入のこと。

**留意事項**

(1) 提出された申請書類のみで資格を判断できないとき、記載責任者に連絡してヒアリングを行う場合がある。

(2) 工事概要等は、公告において明示した当該工事と同種の工事の施工実績について的確に判断できる必要最小限の具体的項目を設定すること。

(3) 代表者から委任を受けている場合は、申請者名は支店長等名で差し支えない。

(4) 専任配置予定技術者が申請時に他工事に従事している場合は、別葉（任意様式）に従事状況及び落札時の対応措置について記載すること。

落札後に技術者が配置できず、契約できない場合は指名停止等の恐れがあります。

なお、特段の理由がなく提出した配置予定技術者を変更することはできない。

**説明資料**

次の資料を添付すること。

（１）千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿「登載通知書」の写し

（２）有効な経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

（３）建設業許可申請書の写し（当該営業所が確認できるページのみでよい）

　　　※県内に本店のある者は、（３）は不要である。

（４）当該技術者の監理技術者資格者証及び社会保険標準報酬月額決定通知書の写し

　　　（他の者の氏名・報酬等は、マジックインク等で消すこと。）

　　　【県内業者においては、経営事項審査技術職員名簿２０００５帳票（写）経審受付印

押印済みのもので代用を可とする。】

（５）千葉県財務規則第１０７条の規定により入札保証金の免除を受けようとする場合は、それを証する過去の契約書かがみの写し又は入札保証保険契約書の写し（公告において入札保証金を免除するとしている場合は添付を要しない。）

【以下は資格要件として必要とされている場合に提出すること。】

（６）同種工事の契約書かがみ等の写し（発注者・工事名・契約金額・工事期間・受注形態・工事概要・主たる構造等が確認できるもので、当初契約分のみで可。）

（７）ＩＳＯ９００１の認証取得を示す登録証の写し

設計図書等の縦覧

　設計図書等は、有償又は無償で配付するが、縦覧を希望する場合には希望日時を電話等で申し込むこと。

申請書・添付書類確認項目表（必ず確認して提出すること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　　　　　目 | 確認欄 |
| （１）千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿「登載通知書」の写し |  |
| （２）経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し |  |
| （３）建設業許可申請書の写し |  |
| （４）技術者の監理技術者資格者証及び社会保険標準報酬月額決定通知書の写し【県内業者においては、経営事項審査技術職員名簿２０００５帳票（写）経審受付印押印済みのもので代用を可とする。】 |  |
| （５）入札保証金免除に係る過去の契約書かがみの写し等  　　　（公告において、免除している場合は添付を要しない。） |  |
| 【以下は資格要件として必要とされている場合に提出すること。】 | |
| （６）同種工事の契約書かがみ等の写し |  |
| （７）ＩＳＯ９００１の認証取得を示す登録証の写し |  |

(別紙)

　　専任配置予定技術者の従事工事等の状況

別添資料２

（提出日）令和　　年　　月　　日

１　応募工事名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入札の種類 |  | | |
| 工事名 |  | | |
| 工事箇所 |  | 工種 |  |

２　専任配置予定技術者等の状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請等会社名 |  | | 建設業許可番号 | |  |
| （フリガナ）  配置予定技術者名 | |  | 生年月日  （西暦で記載） | | 19  　　年　　月　　日 |
| 監理技術者証番号 | |  | 保有資格 | （　 　　） | |

（注）保有資格は、公告した要件の資格のみ、名称（資格者証に記載される略語による）及び登録番号を記載してください。

３　申請時における専任配置予定技術者の従事工事の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 従事中工事名 |  | (CORINS登録番号) |  |
| 発注機関名 |  | | |
| 工期（西暦） | 20　　　年　　　月　　　日　　～　　　20　　　年　　　月　　　日 | | |
| 従事役職 | 監理技術者・主任技術者・現場代理人・その他（　　　　　　　　　　　　） | | |
| 本工事と重複する場合の　対応措置 |  | | |

1. 提出日現在で、専任配置予定の技術者が従事している工事（民間工事を含む）等の状況を記載してください。なお、現在従事中の工事のない場合はその旨を明記し、また、兼務工事のある場合は、本用紙を複写して記載してください。
2. 本工事と重複する場合の対応措置については、具体的な内容について記載するとともに、適宜確認資料を添付してください。

４　本調書作成者

　所属部課名　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　電話

|  |  |
| --- | --- |
| 行政庁記入欄 | （申請者は記入しないこと） |
| １　CORINS等への登録に問題はない。  　２　現在従事中の工事がある。  　３　申請等会社名と監理技術証上の所属会社名が異なる。  　４　公告又は公募した要件の資格を有していない。  　５　該当する監理技術者資格者証情報がない。  　６　その他 | |

　　入札約款

別添資料３

昭和４９年１２月２７日制定

平成３０年３月２２日最終改正

（目的）

第１条　千葉県の発注に係る工事又は製造の請負及び調査、測量、設計等の委託の契約（千葉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年千葉県規則第１００号）で規定する特定調達契約を除く。）に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

（入札等）

第２条　入札参加者は、図面、仕様書、契約書案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書は別記第１号様式により作成し、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

３　入札参加者は代理人をして入札させるときは、別記第２号様式による委任状を持参させなければならない。

４　入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第３号様式による誓約書を提出しなければならない。

５　入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

６　入札参加者は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

７　入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札辞退）

第３条　入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。

２　入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（１）入札執行前にあっては、入札辞退届（別記第４号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

（２）入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

（公正な入札の確保）

第４条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律　第５４号　以下「独禁法」という）等に抵触する行為を行なってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格、入札意思又は工事費内訳書その他提出する書類（次項において「入札書等」という。）についていかなる相談も行なわず、独自に価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格、入札意思又は入札書等を開示してはならない。

４　入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

（入札の取りやめ等）

第５条　入札参加者が談合し、又は談合の恐れがある不穏の行動をとるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を保留し、延期し、若しくは取りやめることができる。

２　入札参加者が一者である場合は、特別な事情がない限り入札をとりやめるものとする。ただし、低入札価格調査対象者については入札参加者として取扱う。

（無効となる入札）

第６条　次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

（１）入札に参加する資格を有しない者のした入札

（２）委任状を持参しない代理人のした入札

（３）所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

（４）記名押印を欠く入札

（５）金額を訂正した入札

（６）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（７）明らかに談合であると認められる入札

（８）同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

（９）低入札価格調査において、事情聴取に協力しない者及び調査報告書の提出に代わる届出をした者及び契約担当者から指示された書類を規定の期限までに提出しない者のした入札

（10）入札手続において必要とされた書類に重大な不備があると認められた者のした入札

（11）予定価格を事前公表された入札において、予定価格を超える金額の入札

（12）一般競争入札（総合評価方式）において、技術資料の提出がなかった者のした入札

（13）一般競争入札（総合評価方式）において、技術資料のうち施工計画が不適切とされた者のした入札

（14）その他入札に関する条件に違反した入札

（失格となる入札）

第７条　次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

（１）最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札

（２）再度の入札において、１回目の入札の最低価格を上回る金額の入札

（３）低入札価格調査において失格とされた入札

（開札）

第８条　開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち会わせて行う。

（保留）

第９条　開札後、次の各号のいずれかに該当する場合においては、落札決定を行なわず、入札を保留とする。

（１）低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査が必要なとき

（２）一般競争入札（事後審査型）における落札候補者の資格確認審査を実施するとき

（３）発注者が特に必要と判断したとき

（落札者の決定）

第１０条　総合評価方式によらない工事又は製造に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けない予定価格２千５百万円以上の建設工事において、契約ごとに１００分の９０からから１００分の７０の範囲内で主務課長（工事又は製造の請負契約の締結及び施工に関する事務を分掌する本庁の課長をいう。）又はかい長（千葉県財務規則（昭和三十九年千葉県財務規則第十三号の二）第二条第五号に定める職員をいう。以下同じ。）の定める額（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格をもって入札した者（以下「価格落札調査対象者」という。）があるときは、その者により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる価格落札調査対象者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

２　前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる価格落札調査対象者がいないときは、価格落札調査対象者以外の者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

３　総合評価方式による工事又は製造に係る入札においては、入札を行った者のうち、落札の前提となる一定の要件（以下「落札必要要件」という。）に該当し、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者で、価格と技術評価点から算出する評価値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、予定価格２千５百万円以上の工事又は製造に係る入札において、落札必要要件に該当し評価値の最も高い者が調査基準価格を下回る価格をもって入札したときは、「落札必要要件に該当し、かつ、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、「落札必要要件に該当し、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者」に比して評価値が同等以上である者」（以下「総合評価調査対象者」という。）により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる総合評価調査対象者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

４　前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる総合評価調査対象者がいないときは、総合評価調査対象者以外の者のうち、落札必要要件に該当し、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者で、評価値の最も高い者を落札者とする。

５　委託業務に係る入札においては、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、１千万円以上の委託業務においては、契約ごとに１００分の８０から１００分の６０（地質調査に係る委託業務においては、１００分の８５から３分の２）の範囲内で主務課長（委託業務の契約の締結及び履行に関する事務を分掌する本庁の課長をいう。）又はかい長の定める額（以下「委託業務調査基準価格」という。）を下回る価格をもって入札した者（以下「委託業務価格落札調査対象者」という。）があるときは、その者により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる委託業務価格落札調査対象者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

６　第１項ただし書、第３項ただし書又は第５項ただし書の場合において、価格落札調査象者、総合評価調査対象者又は委託業務価格落札調査対象者は契約担当者の行う調査に協力しなければならない。

（同価格又は同評価値の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定）

第１１条　落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

２　前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（再度入札）

第１２条　開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、第１０条第１項ただし書、第３項ただし書又は第５項ただし書の規定により調査した結果、それぞれ価格落札調査対象者、総合評価調査対象者又は委託業務価格落札調査対象者を落札者としない場合であって、予定価格の範囲内の価格の入札がないとき及び落札必要要件に該当する者がいないときは、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行う。

２　前項の場合において、再度入札の回数は、原則として１回までとする。

３　再度入札に参加できる者は、１回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者又は第１０条第１項ただし書、第３項ただし書又は第５項ただし書の規定により落札者とされなかった者以外の者とする。ただし、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

（契約の締結）

第１３条　落札者は、落札決定の日７日以内に契約（千葉県県有財産及び議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和３９年千葉県条例第２号）第２条に規定する契約に係る仮契約を含む。次項において同じ。）を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

２　落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

（契約の保証）

第１４条　工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

（１）当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

（２）当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（３）当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

（４）契約保証金の納付

（５）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の１０分の１（工事請負契約については、落札者が低入札価格調査を受けた者である場合は、１０分の３）以上としなければならない。

３　第１項の規定により、落札者が同項第１号又は第５号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証　金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

（異議の申立て）

第１５条　入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第１６条　契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

（沿革）昭和４９年１２月２７日制定　昭和５０年　４月　１日施行

昭和６１年１０月　５日改正　昭和６１年１１月　１日施行

平成　元年　３月　１日改正　平成　元年　４月　１日施行

平成　３年　８月３０日改正　平成　３年　９月　１日施行

平成　５年　９月２８日改正　平成　５年１２月　１日施行

平成　８年　３月２５日改正　平成　８年　４月　１日施行

平成　９年　３月２５日改正　平成　９年　４月　１日施行

平成１０年１０月２０日改正　平成１０年１１月　１日施行

平成１８年　３月２３日改正　平成１８年　４月　１日施行

平成１８年　９月　１日改正　同日施行

平成１９年　２月　７日改正　同日施行

平成１９年　９月２８日改正　平成１９年１０月　１日施行

平成２０年　７月　９日改正　平成２０年　８月　１日施行

平成２０年　９月２５日改正　平成２０年１０月　１日施行

平成２１年　３月１６日改正　平成２１年　４月　１日施行

平成２１年　７月２４日改正　平成２１年　８月　１日施行

平成２２年　３月１７日改正　平成２２年　４月　１日施行

平成２３年　３月２９日改正　平成２３年　４月　１日施行

平成２３年　７月２９日改正　平成２３年　８月　１日施行

平成２５年　６月２６日改正　平成２５年　７月　１日施行

平成２７年　３月１１日改正　平成２７年　４月　１日施行

平成３０年　３月２２日改正　平成３０年　４月　１日施行

別添資料４

**契約の保証について**

落札者等は、工事請負契約書（案）の提出時に、請負代金額の10分の1以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の(1)から(3)のいずれかの書類を提出しなければならない。

**（１）金融機関等（金銭保証人）の「保証書」**

［注］ア　金銭保証人となれる者は次のとおりである。

（ア）出資の受入れ預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行，信託会社，保険会社，信用金庫，信用金庫連合会，労働金庫，労働金庫連合会，農林中央金庫，商工組合中央金庫，信用協同組合，農業協同組合，水産業協同組合，若しくはその他の貯金の受入れを行う組合

（イ）公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社

イ　保証の債務の内容は，工事請負契約に基づく契約解除による違約金の支払いを目的としたものであること。

ウ　保証の相手方は「社会福祉法人草加福祉会」であること。

エ　保証額は請負代金額の10分の１以上であること。

オ　保証期間が工期全体を含むものであること。

カ　工事請負契約が変更（ 請負代金額， 工期） されるときは， 契約保証の内容（保証金額，保証期間）の変更を行う。

キ　保証債務の履行請求の有効期間が，保証期間経過後６ヶ月以上確保されていること。

ク　請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され，金融機関等から保証金が支払われたときは，保証金は社会福祉法人草加福祉会が取得し，違約金に充当される。

**（２）債務の履行を保証する「公共工事履行保証証券（履行ボンド）」**

［注］ア　公共工事履行保証証券とは，保険会社が，工事請負契約に関して請負者の債務の履行を保証するものである。

イ　公共工事履行保証証券の債権者（保証金受取人）が社会福祉法人草加福祉会であること。

ウ　保証金額は，請負代金額の10分の１以上であること。

エ　保証期間は，工期全体を含むものであること。

オ　工事請負契約が変更（ 請負代金額， 工期） されるときは， 契約保証の内容（保証金額，保証期間）の変更を行う。

カ　請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され，保険会社から保険金が支払われたときは保険金は社会福祉法人草加福祉会が取得し，違約金に充当される。

**（３）債務の不履行により生ずる損害をてん補する「履行保証保険証券」**

［注］ア　履行保証証券とは，保険会社が債務不履行により生じた損害をてん補し，保険金を支払うことを目的とする保険契約である。

イ　履行保証保険は，「定額てん補方式」であること。

ウ　履行保険の被保険者（保険金受取人）が社会福祉法人草加福祉会であること。

エ　保証金額は，請負代金額の10分の１以上であること。

オ　保証期間は，工期全体を含むものであること。

カ　工事請負契約が変更（ 請負代金額，工期の変更 ） されるときは， 契約保証の内容（保証金額，保証期間）の変更を行う。

キ　請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され，保険会社から保険金が支払われたときは保険金は社会福祉法人草加福祉会が取得し，違約金に充当される。